

大府商工会議所 特定退職金共済制度

～加入・増口のおすすめ～



ご存知でしょうか？・・・・・・賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業主については、その必要がありません。

(賃金の支払の確保等に関する法律第5条)

企業を育て地域を伸ばす

大府商工会議所

〒474-8503 大府市中央町5丁目70番

電話(0562)47-5000

◎制度の特色

- ①掛金は一人月額 30,000 円（30 口）まで損金または必要経費となります。
- ②この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。
- ③将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。
- ④国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

◎制度の内容

◆加入資格および条件

- ①会議所の地区内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員で、年齢満 15 歳以上満 76 歳未満の現在、健康かつ正常に勤務または就業している方
- ②全従業員の加入が前提となります。
ただし、事業主、事業主と生計を一にする親族および法人の役員（使用人兼務役員は除く）は加入できません。

◆掛金および加入口数

- ①掛金月額 : 従業員一人につき、一口 1,000 円で最高 30 口まで加入できます。
※掛金には、一口あたり 30 円の会議所の制度運営手数料が含まれています。
- ②口数の増加 : お申出により 30 口を限度として、口数を増加させることができます。
〔注〕減口はできません。
- ③掛金のご負担 : 掛金は全額事業主負担です。

◆給付金／お受取方法（重複選択不可）

- ①退職年金 : 加入従業員が退職し、年金受取を希望した場合、別表（1）の退職年金が 10 年間支払われます。
（ただし、年金年額が 12 万円未満の場合は、一時払となります。）
- ②退職一時金 : 退職にあたり、年金にかえて一時金を希望したとき、別表（1）の一時金が支払われます。
- ③遺族一時金 : 加入者が死亡したとき、遺族一時金が支払われます。

◆給付の受取人

この制度の受取人は加入従業員です。給付金は受取人名義の預金口座へ直接お振込致します。なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

〔注〕給付金はいかなる場合（懲戒免職の場合も含む）も事業所にはお支払出来ません。

◆解約手当金

退職以外の任意の事由により共済契約を解約した場合には、退職一時金相当額が解約手当金として加入従業員へ支払われます。

◆税務取扱

- 掛 金 : 全額損金または必要経費となり、従業員の所得税の対象にもなりません。
（所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条）
- 年 金 : 雑所得となりますが、公的年金等控除の適用が受けられます。
（所得税法第 35 条、同法施行令第 82 条の 2）
- 退職一時金 : 退職所得となります。ただし、共済契約解約に伴う解約手当金は一時所得となります。
（所得税法第 31 条、同法施行令第 72 条、183 条）
- 遺族一時金 : 相続税の対象となりますが、法定相続人数×500 万円までの範囲は非課税です。
（相続税法第 3 条、12 条、同法施行令第 1 条の 2）

※上記税務取扱は平成 30 年 12 月 1 日現在のものです。法律改正等により将来的に変更される可能性があります。

◎給付金額試算表

別表（１）退職一時金額・退職年金月額試算表〔10年確定年金〕

加入一口あたり

加入期間	掛金累計	一時金	10年確定年金月額	加入期間	掛金累計	一時金	10年確定年金月額
1年	12,000円	約11,260円	約90円	19年	228,000円	約223,500円	約1,940円
2年	24,000円	22,580円	190円	20年	240,000円	235,820円	2,050円
3年	36,000円	33,950円	290円	21年	252,000円	248,200円	2,160円
4年	48,000円	45,380円	390円	22年	264,000円	260,630円	2,270円
5年	60,000円	56,870円	490円	23年	276,000円	273,130円	2,380円
6年	72,000円	68,410円	590円	24年	288,000円	285,680円	2,490円
7年	84,000円	80,010円	690円	25年	300,000円	298,290円	2,600円
8年	96,000円	91,660円	790円	26年	312,000円	310,950円	2,710円
9年	108,000円	103,370円	900円	27年	324,000円	323,680円	2,820円
10年	120,000円	115,130円	1,000円	28年	336,000円	336,460円	2,930円
11年	132,000円	126,950円	1,100円	29年	348,000円	349,310円	3,040円
12年	144,000円	138,820円	1,210円	30年	360,000円	362,210円	3,150円
13年	156,000円	150,750円	1,310円	31年	372,000円	375,170円	3,270円
14年	168,000円	162,740円	1,410円	32年	384,000円	388,200円	3,380円
15年	180,000円	174,780円	1,520円	33年	396,000円	401,280円	3,500円
16年	192,000円	186,870円	1,630円	34年	408,000円	414,430円	3,610円
17年	204,000円	199,020円	1,730円	35年	420,000円	427,630円	3,730円
18年	216,000円	211,230円	1,840円				

※遺族一時金額は、上記の一時金額に「加入口数×10,000円」を加算した金額となります。

〔注1〕 給付金額は、現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

●上記試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

①月払 590円を常に維持していること。

②加入者全員の掛金が払込期日に入金されたものであること。

③試算表の金額は各引受保険会社の予定利率及び引受割合（平成30年12月1日現在）に基づき計算しています。

●試算表の金額には配当金を加算しておりません。

●毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。また、決算実績によってはお支払いできない年度もあります。

●配当金が生じた場合には、年金受給権取得前は積立金の積増、年金受給権取得後は年金額に加算してお支払いします。

〔注2〕 年の途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算された金額が支払われます。

◎制度の取扱

◆加入手続き

事業主が対象となる従業員を被共済者として、所定の申込書により会議所へお申込み下さい。

◆掛金の払込方法

掛金は月払です。前月21日にご指定の預金口座から自動的に振替させていただきます。

〔注〕掛金が2ヵ月連続して振替不能となった場合、脱退（解約）のお取扱となります。

◆加入日（責任開始日）

この制度の加入日（責任開始日）は毎月の1日です。加入月の前々月5日までに所定の加入申込書により会議所へお申込みください。

（6日以降のお申込みは、次回の加入月分として取扱うこととなります。）

◆加入するときは

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員の加入が原則です。

ただし、次の方は加入させなくても構いません。

- ①期間を定めて雇われている者 ②試用期間中の者
- ③非常勤の者 ④季節的な仕事のために雇われている者
- ⑤休職中の者 ⑥パートタイマーのように労働時間の特に短い者

◆給付金の請求

被共済者（加入従業員）が退職や死亡により、一時金あるいは年金の支給を受けようとするときは、速やかに会議所に備えつけの書類によって請求して下さい。

◆お問い合わせ先

〒474-8503 大府市中央町5丁目70番地
大府商工会議所 電話（0562）47-5000

◎引受保険会社

この制度は、大府商工会議所が生命保険会社と締結した『新企業年金保険契約』に基づき運営します。

【引受保険会社】（引受割合）

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合（2018年12月1日現在）による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

- ・ジブラルタ生命保険株式会社（68%）《事務幹事会社》
- ・アクサ生命保険株式会社（27%）
- ・住友生命保険相互会社（5%）

◆引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。